

都道府県・ 政令指定都市名	12 京都市
------------------	--------

時点:2024年4月1日(特に記述のある場合を除く)

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	文化市民局共生社会推進室男女共同参画推進担当
担 当 職 員 数	9 人 (専任 9 人、兼任 0 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	京都市男女共同参画推進会議
設 置 年 月 日 (西 暦) ・ 根 拠	1981年4月24日 根拠: 京都市男女共同参画推進会議規則
長 の 役 職	副市長

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

諮 問 機 関、懇 談 会 等 の 名 称	京都市男女共同参画審議会
設 置 年 月 日 (西 暦)	2004年4月1日
構 成 員	12 人 (女性 6 人、男性 6 人)

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間（西 暦）	2021 年 10 月 ～ 2026 年 3 月		
名 称	第5次京都市男女共同参画計画		
改定・見直しの予定時期	2026年4月		未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）の推進計画と一体である			
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成	2		

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	京都市男女共同参画推進条例
	公 布 日(西 暦)	2003年12月26日
	施 行 日(西 暦)	2003年12月26日
	最 終 改 正 日(西暦)	2013年11月15日
	改 正 内 容	「京都市執行機関の附属機関に関する条例」の制定に伴う規定整備
改正が予定されている場合、改正予定時期(西暦): 0 年 0 月		
無の場合		1. 制定等について検討中 具体的な状況:
		2. 特に検討していない

問6 審議会等委員への女性の登用

審議会等委員への女性の登用		調査時点コード		1:2024年4月1日		2:その他(西暦)		2024年3月31日	
目 標 値		(西暦) 2025 年度まで 35 %				附属機関等のうち、男女いずれの登用率も35%以上である附属機関等の割合70%			
根 拠		第5次京都市男女共同参画計画							
目標設定の対象である審議会等の範囲		(1) 地方自治法第138条の4第3項の附属機関(法律、条令設置) (2)要綱等に基づき本市が開催する懇談会等 ※行政機関、各種団体等の間の調整又は協議を目的とするもの及び法律の定めるところにより委員の大部分を選挙によって選任するものを除く。							
目標設定の対象である審議会等における登用状況		調査時点コード	2	審議会等数(208)うち女性委員を含む審議会等数(208)					
		延総委員等数(3,334)		延女性委員等数(1,185)		女性比率(35.5)			
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況		調査時点コード	2	審議会等数(136)うち女性委員を含む審議会等数(136)					
		延総委員等数(2,183)		延女性委員等数(783)		女性比率(35.9)			
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況		調査時点コード	2	審議会等数(18)うち女性委員を含む審議会等数(18)					
		延総委員等数(1,075)		延女性委員等数(334)		女性比率(31.1)			
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況		調査時点コード	2	審議会等数(6)うち女性委員を含む審議会等数(4)					
		延総委員等数(48)		延女性委員等数(12)		女性比率(25.0)			
目標値以外の目標設定									
女性登用方策	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有		1	有の場合、1. 公表 2. 非公表		2		
	人材名簿が有る場合	掲載人数	538 人		(2023 年 4 月現在)				
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)		2					
		委 員 の 公 募(1. 有 2. 無)		1					
	そ の 他	委員選任に係る事前協議の実施							

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

7-1 管理職の在職状況		調査時点コード			1:2024年4月1日			2:その他(西暦)					
		管理職総数			女 性 管 理 職 の 内 訳								
		(人) (A)=(C+E+G)	うち女性 管理職数 (人) (B)=(D+F+H)	女性比率 (%) (B/A)	部局長相当職			次長相当職			課長相当職		
					(人) (C)	うち女性 数(D)	女性 比率(%)	(人) (E)	うち女性 数(F)	女性 比率(%)	(人) (G)	うち女性数(H)	女性 比率(%)
本庁	計	656	76	11.6	160	13	8.1	28	4	14.3	468	59	12.6
	うち一般行政職	485	52	10.7	141	11	7.8	0	0		344	41	11.9
支庁・地方事 務所等	計	515	96	18.6	92	17	18.5	15	0	0.0	408	79	19.4
	うち一般行政職	314	54	17.2	80	12	15.0	0	0		234	42	17.9
全体	計	1,171	172	14.7	252	30	11.9	43	4	9.3	876	138	15.8
	うち一般行政職	799	106	13.3	221	23	10.4	0	0		578	83	14.4
再掲	警 察 関 係	0	0		0	0		0	0		0	0	
	教育委員会	110	10	9.1	22	1	4.5	0	0		88	9	10.2

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード		1:2024年4月1日			2:その他(西暦)			
		課長補佐相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	係長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	
本庁	計	0	0		1,109	209	18.8	
	うち一般行政職	0	0		806	150	18.6	
支庁・地方事務所等	計	0	0		1,072	231	21.5	
	うち一般行政職	0	0		595	152	25.5	
全体	計	0	0		2,181	440	20.2	
	うち一般行政職	0	0		1,401	302	21.6	
再掲	警察関係	0	0		0	0		
	教育委員会	0	0		92	19	20.7	

問7-3 新規昇任者数(2023年4月1日～2024年3月31日)

		課長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	課長補佐相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	係長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
本庁	計	53	8	15.1	0	0		81	16	19.8
	うち一般行政職	42	3	7.1	0	0		65	13	20.0
支庁・地方事務所等	計	70	13	18.6	0	0		103	18	17.5
	うち一般行政職	33	9	27.3	0	0		42	15	35.7
全体	計	123	21	17.1	0	0		184	34	18.5
	うち一般行政職	75	12	16.0	0	0		107	28	26.2
再掲	警察関係	0	0		0	0		0	0	
	教育委員会	9	0	0.0	0	0		6	0	0.0

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

	勤務成績	昇任試験		昇格試験		部局等の推薦	経年数	遠隔地での長期研修(4週間以上)	遠隔地での勤務経験	本人の希望	その他
		面接のみ	面接以外	面接のみ	面接以外						
課長相当職	○					○	◎			○	
課長補佐相当職											
係長相当職	○		○			○	◎			○	

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2023年4月1日～2024年3月31日)

	全受験者数(人)	女性受験者数(人)	女性受験率(%)
昇任試験	1,099	263	23.9
昇格試験	0	0	0.0

問7-6 女性公務員の採用状況(2023年4月1日～2024年3月31日)

		総数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
全	体	447	163	36.5
	うち上級	302	145	48.0
	うち一般行政職	274	139	50.7
	うち上級	253	133	52.6
	うち警察関係	0	0	
	うち上級	0	0	

問7-7: 職員の通称又は旧姓の使用、明記した規定

1	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。
---	---

問7-8: 当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

規則名	①京都市職員旧姓使用取扱要綱 ②京都市交通局職員旧姓使用取扱要綱 ③京都市上下水道局職員旧姓使用取扱要綱
該当部分の条文(本文)	①第1条 この要綱は、職員が婚姻等により氏を改めた後も、職務遂行上、改める前の氏(以下「旧姓」という。)を使用する場合の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。 ②第4条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、管理者の承認を受けなければならない。 2 前項の承認を受けようとするときは、旧姓使用承認申請書(第1号様式)により、管理者に申請しなければならない。 第5条 管理者は、前条の申請があった場合において、職務遂行上支障がないと認められるときは、旧姓の使用を承認するものとする。 ③第5条 職員課長は、前条の申請があった場合において、職務遂行上支障がないと認められるときは、旧姓の使用を承認するものとする。

問7-9: 本庁の防災・危機管理部局への女性職員の配置状況

調査時点コード	1:2024年4月1日	2: その他(西暦)	
---------	-------------	------------	--

防災・危機管理部局職員数(人)					
	うち女性数(人)	女性比率(%)	うち管理職数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
23	3	13.0	6	1	16.7

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	京都市男女共同参画センター		愛称・通称	ウイングス京都	
設置年月日(西暦)	1994年4月1日		施設形態	2	1. 単独施設 2. 複合施設
所在地等	郵便番号：604-8147 住 所：京都市中京区東洞院通六角下る御射山町262番地 電話番号：075-212-7490 FAX番号：075-212-7460 ホームページ: https://www.wings-kyoto.jp				
管理・運営主体	1. 施設管理 直営(担当部局名：) ○ 指定管理者(名称： 公益財団法人 京都市男女共同参画推進協会) その他() 2. 事業運営 直営(担当部局名：) ○ 指定管理者(名称： 公益財団法人 京都市男女共同参画推進協会) その他()				
職 員 数	常勤 (雇用(任用)期間の定めがない職員) 11 人、	非常勤 (雇用(任用)期間の定めがある職員) 16 人	予算額	2024年度 73,869 千円	
主な事業 男女共同参画・女性に関するもの ※ 実施しているもの：○	○ 1. 広報啓発(主な事項 啓発冊子の発行) ○ 2. 講座(主な事項： 男女共同参画に係る講座等) ○ 3. 相談事業(主な事項 女性相談(電話、面接、法律、暴力)、男性相談) ○ 4. 情報収集・提供(主な事項： 図書資料等の収集・提供) ○ 5. 苦情処理(主な事項 苦情・要望等処理制度) ○ 6. 交流促進(主な事項 京都市男女共同参画市民会議の開催) ○ 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項： 市民活動サポート事業) 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項：) ○ 9. 調査研究(主な事項 男女共同参画テーマブックの作成、男女共同参画通信発行) ○ 10. その他(主な事項： 保育事業、女性の防災リーダー育成事業)				

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称	京都市教育振興基金		基金・基本財産額	35,000 千円
設置年月日(西暦)	1992年5月24日	出資者	京都市地域女性連合会	

2つある場合

名 称			基金・基本財産額	0 千円
設置年月日(西暦)		出資者		

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無	1	1. 有 問10-2 名称等：京都市男女共同参画市民会議運営懇談会	加盟団体数	7	
		2. 無	会 員 数	11	
問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	2	1. 有 2. 無			
問10-4 活 動 内 容 ※ 実施しているもの：○	1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 4. その他 { 内容： }				

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの：○

1. 担当者連絡会議の開催 2. 市区町村職員研修会の開催 3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催 4. 関係情報の収集提供 5. 審議会等女性登用の働きかけ 6. 補助金等の交付 { 名 称： } 概要： } 7. その他 { 内容： }	
---	--

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの：○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

○ 1. 職員向けに、男女共同参画・女性問題をテーマとした講演会、研修会等を実施 2. 職員研修のプログラムの一部に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣 ○ 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施
--

女性職員の研修受講への配慮

1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施 2. 研修受講職員の男女比を配慮 ○ 3. その他 { 内容：育児休業中の職員(男女問わず)の研修受講を認めている(自主研修扱い)。 }	
---	--

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	2023年度予算 (千円)	2024年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	197,588	202,136	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0.02121 %	0.02125 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	30,270	100,917	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するもの:○

項目の設定	
1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定
4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)～(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)
(1)	指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達
(2)	清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定
(3)	指定管理者公募選定における評価項目の設定
(4)	プロポーザル方式における評価項目の設定
(5)	その他(内容: 京都市公共工事競争入札有資格者格付要領、京都市設計業務等競争入札有資格者格付要領)

↓ (具体的に実施している内容:○)

	問14-1 1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-2 2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-3 3 総合評価落札方式による一般競争入札を実施している場合における男女共同参画等の項目の設定	問14-4 4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
具 体 的 項 目	① 「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得			
	② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)			
	③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)			○
	④ 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得			
	⑤ 役員に占める女性割合に関する項目			
	⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目			
	⑦ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)			
	⑧ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)			
	⑨ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組			
	⑩ 短時間正社員制度の導入			
	⑪ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組			
	⑫ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①～④を除く)			
	⑬ その他			○

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

		企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)		2	2
選 定 等 の 基 準	1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得		
	2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)		
	3 役員に占める女性割合に関する項目		
	4 管理職に占める女性割合に関する項目		
	5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組		
	6 その他「登用促進等」に関する項目		
	7 仕事と育児・介護を両立するための取組		
	8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組		
	9 短時間正社員制度の導入		
	10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組		
	11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)		
	12 その他		

→ 「企業の登録・認定・認証制度」の具体的名称

→ 「企業の表彰制度」の具体的名称

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ある	1	→	女性活躍推進法第27条の「協議会」の具体的名称	輝く女性応援京都会議
2 現在はないが、今後検討する			上記以外の具体的名称	

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	1. 有 2. 無	問17-1 名 称 男女共同参画に関するアンケート		
問17-1 公表周期	1. 定期 2. 不定期 1 定期的場合 5 年毎				
公表主体 (※ 該当するもの:○)	○ 1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 ()				

問18-1 2024年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発 ・ ①啓発紙の発行 ・ ②DV被害者支援シンポジウム ・ ③京都市DV相談支援センター通信 ・ ④「女性に対する暴力をなくす運動」パネル展示 ・ ⑤「女性に対する暴力をなくす運動」ライトアップ ・ ⑥専用ホームページや民間媒体誌を活用した情報発信 ・	①「男女共同参画通信」の発行 ②京都府、京都市共同開催 ④京都市役所分庁舎、ゼスト御池、各区役所(ポスター展示) ⑤京都市役所本庁舎、ニデック京都タワー ⑥真のワーク・ライフ・バランス推進を目指す企業や市民に向けた総合的なポータルサイト『京都style「真のワーク・ライフ・バランス」応援WEB』やオフィス等で配布される民間媒体誌に、真のワーク・ライフ・バランスに取り組む市民や企業を掲載し、市民や事業者への波及・浸透に取り組んでいる。	②100 ③3000部	①年2回 ②11月頃 ③6月発行 ④11月 ⑤11月
2. 表彰 ・			
3. 講座 ・ ①男女共同参画講座 ・ ②女性デジタル人材育成及び就労支援事業 ・ ③つながるスペース ・	①「みんなで考える男女共同参画講座」等の開催 ②市内企業の99%を占める中小企業においてデジタル人材のニーズが高まり続けている状況を背景に、女性が就業のために即戦力とできるデジタル関連スキルの習得を目指す。 受講後は、受講者に対し就職や起業までの専門的アドバイザーを継続的に実施することとし、スキル習得から就業までを途切れなくサポートする。 ③不安を抱える女性のための相談支援事業の一環として、孤独・孤立を深めている女性たちを対象に、支援団体や制度について学んだり、同様の悩みをもつ方々と交流したりすることで、相互に支えあい、社会へのつながりを回復していくことを目指す居場所づくり事業を実施する。	①約1,300名 ②9名	①通年
4. 相談事業 ・ ①女性のための一般相談 ・ ②女性のための専門相談 ・ ③男性のための相談 ・ ④男性のための電話相談 ・ ⑤京都市DV相談支援センター ・ ⑥京都市女性のための相談支援センター「みんと」 ・ ⑦つながる相談室 ・	①日常生活の中で女性が直面する様々な悩みや問題についての相談事業の実施 ②女性が直面する法律上の相談、女性に対するDV(ドメスティック・バイオレンス)や性暴力等についての相談事業の実施 ③日常生活の中で男性が直面する様々な悩みや問題についての相談事業の実施 ④男性のための電話相談の実施 ⑤配偶者等からの暴力の被害女性に対する相談・支援の実施 ⑥困難な問題を抱える女性に対する相談・支援の実施 ⑦孤独・孤立で不安や困難・課題等を抱える女性に寄り添い、社会とのつながりを回復することを目的とした相談事業の実施		①通年 ②通年 ③通年 ④通年
5. 情報収集・提供 ・ ①資料の収集と提供 ・	①男女共同参画に関する情報・資料の収集・提供		①通年
6. 苦情処理 ・ ①苦情・要望等処理制度 ・	①苦情等について、調査を行い、必要に応じて関係者等に対し、助言・是正の要望等を行う。	①委員3名	①案件ごとに開催
7. 交流促進 ・ ①京都市男女共同参画市民会議の開催 ・	①本会議運営懇談会委員(有識者)が、男女共同参画に係る講座を受講のうえ意見交換を行い、その内容について市民に周知する。		①未定
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・ ①市民活動サポート事業 ・ ②主に女性支援を行うNPO法人等との交流会(不安を抱える女性に寄り添った相談支援事業) ・	①男女共同参画の推進に関わるNPOやグループの活動に対する助成等を実施する。 ②令和3年度以来築いている地域のNPO法人等とのつながりを維持し、孤独・孤立で不安や困難・課題等を抱える女性を対象とした相談窓口運営、居場所づくり、就業支援に取り組む。また、こういったNPO法人等支援団体の輪をさらに広げるべく、法人同士の勉強会・交流会を行う。		①未定
9. 国際交流・海外派遣事業 ・			
10. 調査研究 ・ ①男女共同参画通信 ・	①男女共同参画に関する様々なテーマについて調査研究を行い、わかりやすくまとめた啓発リーフレットを発行する。		①年2回
11. その他 ・ ①保育事業 ・ ②防災リーダー育成事業 ・	①男女共同参画の推進に関わる講座参加者や、男女共同参画・女性のための総合的な施設であるウイングス京都の施設利用者を対象に、保育を実施する ②災害時の女性の困難と対策の視点を踏まえた男女共同参画の推進を目指し、防災リーダーを育成する。	②未定	①通年 ②年数回

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制等に関する調査(2024年7月1日)

議 会 名		京都市会	
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無		1. 明記した規定がある。	1
		2. 明記した規定はないが、運用上認めている。	
		3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。	
		4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	
(欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間 【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。		1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。	4
		2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。	
		3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。	
		4. 期間の定めはない。	
出産に係る産前産後期間を明記した規定の有無		1. 産前産後期間を明記した規定がある。	2
		2. 産前産後期間を明記した規定はない。	
規 定 名			
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容			
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無		1. あり	2
		2. なし	
		3. その他()	
規 定 名			
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容			
議会の欠席事由として、明記した規定の有無			
		1 個別の各事由を明記した規定がある。 2 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	
配偶者の出産		2	
育児		2	
家族の看護		2	
家族の介護		2	
疾病		1	
その他			
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)	4
		2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)	
		3. 設置または提供する予定である。	
		4. なし	
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況		1. 専用の場所が設置されている。(常設)	2
		2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)	
		3. 設置または提供する予定である。	
		4. なし	
議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)		1. 行っている。	3
		2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。	
		3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	
行っている取組 ※実施しているもの:○		1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。	
		2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。	
		3. その他 ()	
規 則 名			
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容			
ハラスメント防止に関する議員向け研修		1. 行っている。	1
		2. 行っていないが、今後、行う予定である。	
		3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	
当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定		1. 研修において利用している。	1
		2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。	
		3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	
男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)		1. 行っている。	1
		2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。	
		3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況		1. 明記した規定があり、認めている。	2
		2. 明記した規定はないが、運用上認めている。	
		3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。	
		4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	
規 則 名			
条文本文			
政治分野の男女共同参画のために実施していること			

問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割の明確な位置付け

1	1. 位置付けられた規定がある。 2. 位置付けられていない。 3. その他(不明等)〔 〕	
計画、指針名		京都市地域防災計画
該当部分の規定		京都市男女共同参画センターにおける防災啓発(文化市民局共生社会推進室男女共同参画担当) “防災と男女共同参画”をテーマにした講座、広報媒体や教材の提供などを通じ、多様な視点での災害 への備えを啓発する。 避難所運営に関する男女共同参画の推進(行財政局防災危機管理室、文化市民局共生社会推進室(男女共同参画推進担当)、 区役所) 行財政局防災危機管理室、文化市民局共生社会推進室(男女共同参画推進担当)、区役所は、避難所の開設・運営に際しては、 女性が「主体的な担い手」であることの認識の下、運営組織等には男女が共同して参画することを基本として取組を進める。 (引用箇所:京都市地域防災計画「震災対策編」)

調査時点コード: 2

1. 2024年4月1日 2. その他(西暦)(2024年3月31日)

問31 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名 (現在設置していないもの、審議会委員の任命を行っていないものには番号の前の欄に×を記入してください)	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
	1 市町村防災会議(会長を含む)	55	13	23.6	
	市町村防災会議(委員のみ)	54	13	24.1	
	2 民生委員推薦会	12	6	50.0	
	3 国民健康保険事業の運営に関する協議会	20	6	30.0	
	4 地方社会福祉審議会	44	18	40.9	
	5 土地利用審査会	7	4	57.1	
	6 障害者に関する審議会その他の合議制の機関	35	15	42.9	
×	7 公害健康被害認定審査会				
×	8 地方港湾審議会				
	9 土地区画整理審議会	51	4	7.8	
	10 建築審査会	7	3	42.9	
	11 開発審査会	7	4	57.1	
	12 市町村都市計画審議会	16	6	37.5	
	13 介護認定審査会	581	174	29.9	
	14 精神医療審査会	16	5	31.3	
	15 市町村国民保護協議会	45	6	13.3	
	16 地方独立行政法人評価委員会	10	4	40.0	
	17 感染症診査協議会	20	6	30.0	
×	18 市街地再開発審査会				
	19 障害支援区分審査会	113	41	36.3	
	20 児童福祉審議会	30	17	56.7	
	21 行政不服審査会	6	2	33.3	
×	22				
×	23				
×	24				
	25				
	26				
	27				
	28				
	29				
	30				
	31				
	32				
	33				
	34				
	35				
	36				
合 計		1,075	334	31.1	
女性委員0の審議会数		0			

問32 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数等

	委 員 会 等 名	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	教育委員会	6	2	33.3	
2	選挙管理委員会	4	0	0.0	
3	人事委員会又は公平委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	2	0	0.0	
5	農業委員会	21	5	23.8	
6	固定資産評価審査委員会	12	4	33.3	
合 計		48	12	25.0	
女性委員0の委員会数		2			